

大和町中小企業振興資金等融資制度

大和町では、中小企業の皆様の資金繰り支援として「大和町中小企業振興資金融資制度」を設けています。

【制度利用者への支援内容】

- 返済利子額の1%相当額を町が利用者へ補給。
- 宮城県信用保証協会からの信用保証が受けられるよう信用保証の斡旋。
- 信用保証協会に支払う信用保証料を町が借受者に代って一部または全額負担。

【融資制度の内容・対象など】

資金名	大和町中小企業振興資金（運転資金・設備資金）
融資対象	次の①～④全てに該当する者。 ①. 町内に事業所または店舗を有し事業を営んでいる法人または個人の事業者。※1.2 ②. 法人にあっては町内に本店の登記をし、個人にあっては住民基本台帳法に基づき、町内に住民登録している事業者。※3 ③. 前年度までの町税を完納し、かつ債務の全部を弁済できると認められる事業者。 ④. 保証協会から代位弁済、または金融機関から取引停止を受けていない事業者。 ※1. 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者。 ※2. 町内において事業開始後おおむね1年以上経過していること。 ※3. 個人事業者の場合は住民登録をして1年以上経過していること。
融資限度額	一企業当たり1,000万円（運転資金・設備資金に関係なく） ※資金の用途によっては、融資が認められない場合があります。 【認められない例】町外に設置する設備資金、自家用車の購入、事業用であっても過度に高級な物を購入、自宅兼事務所のうち主に自宅部分を改修、融資を受けて税の滞納を清算…など。
貸付期間	運転資金・設備資金とも 7年以内
貸付利率	短期（1年以内）1.8% / 長期2.2% ※うち1.0%相当額を町が補給（実質利息は0.8～1.2%）
返済方法	一括払い、または分割払い（据置期間1年以内）
連帯保証人 および保証	個人の場合…原則不要 法人の場合…原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要

【申込みに必要な書類】

中小企業振興資金融資申込者の揃える必要書類

○町や金融機関の審査書類となります。

1 資金融資幹旋申込書(様式第1号)

様式第1号の添付書類

①資金の使途明細書

②申込人及び保証人の印鑑証明書。(法人の場合は、法人の登記事項証明書および印鑑証明書)

③設備資金の場合は見積書

④納税証明書(法人、申込者及び保証人分)

⑤確定申告書の写し又は収支決算書の写し

⑥許認可登録証の写し(許認可登録必要業種のみ)

⑦その他参考となる資料(住民票の写し、所得証明書、固定資産証明書など)

2 誓約書(様式第2号)

3 保証料補給金交付申請書(様式第4号)

○信用保証協会の審査書類となります。

4 信用保証委託申込書

5 信用保証依頼書…金融機関で記入

6 申込人(企業)概要

7 信用保証委託契約書

8 個人情報の取扱いに関する同意書

【取扱金融機関】

七十七銀行吉岡支店 (TEL345-2101)

古川信用組合吉岡支店 (TEL345-5131)

仙台銀行吉岡支店 (TEL345-2121)

仙台銀行大富支店 (TEL358-8951)

詳しくは、大和町商工観光課 (TEL345-1184)、くろかわ商工会大和事務所 (TEL345-3106)、または取扱金融機関へお問い合わせください。